

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国の指定等文化財をはじめとして、そのほかの文化財や歴史上価値の高い建造物が数多く残り、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に展開され、それらが一体となって良好な環境を生み出している範囲とする。さらに、構成する文化財や活動の維持・発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に図られる範囲に設定する。

本市には、豊かな自然環境と歴史・文化に育まれた地域固有の歴史的風致が形成されている。

市内中心部においては、初代新庄藩主戸沢政盛が、寛永2年（1625）に新庄城を築城したことを契機に、本格的に城下町が整備された。市域を南北に縦断する羽州街道沿いには、侍町や町人町が形成され、現在の中心市街地の基礎となった。宝暦の大飢饉を起源としてはじまった「新庄まつり」は、天満神社の御神体が遷された神輿渡御行列を先頭に、山車行列が城下を練り歩き、市民総出のまつりとして現代に受け継がれている。

また、新庄藩は、11代、約250年にわたり戸沢家が治め、城下整備により配置された戸沢家ゆかりの寺や神社が数多く残っており、多くの伝統行事が継承されている。

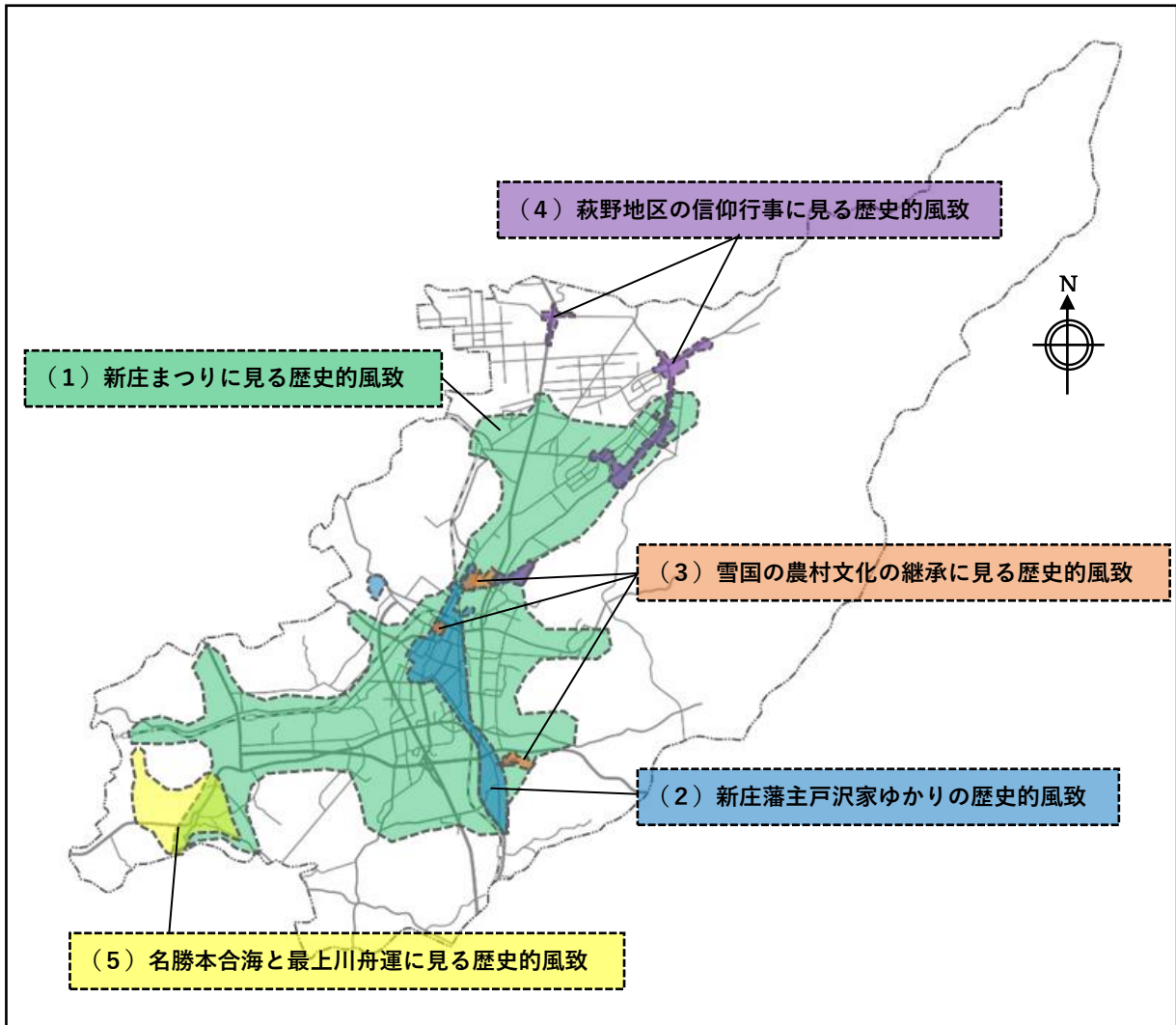
さらにその周辺には農村集落が点在し、先人たちの雪との闘いの中から雪国固有の生活文化が生まれ、その顕彰活動とともに受け継がれている。

また、旧萩野村を中心とした農村部や、旧八向村に位置する最上川河岸集落には古くからの信仰が残り、歴史的な景観とともに伝統的な祭礼や風習が、今なお地域の人々により継承されている。

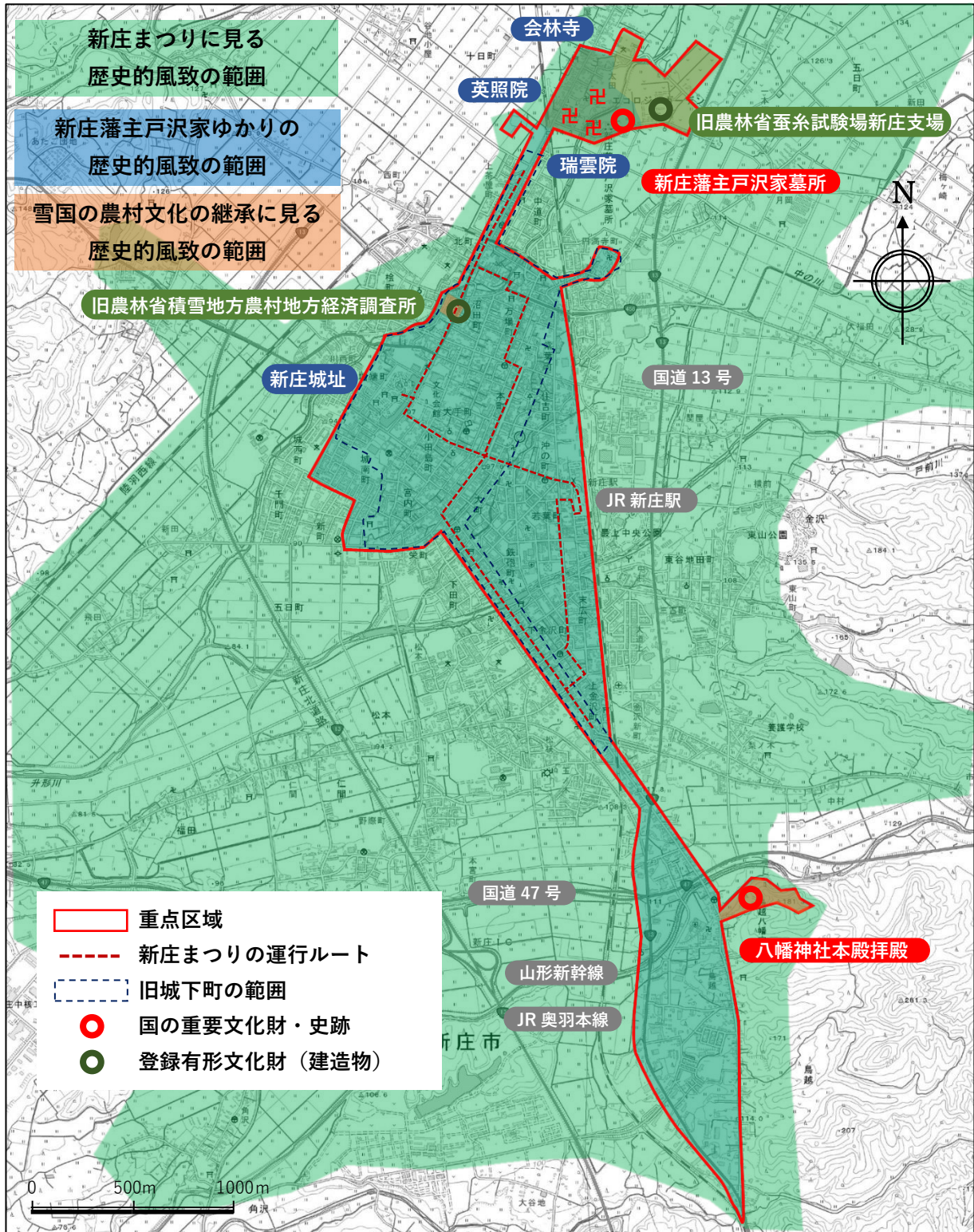
このように、市内には多くの歴史的風致があり、地域住民の努力によりこれまでもその維持向上が図られてきたところではあるが、歴史的建造物の老朽化や少子高齢化と人口減少社会の進展により、伝統行事の担い手の確保や技術の伝承が困難となっており、歴史的風致の維持向上に支障を来すことが予想される。

このような状況を踏まえ、本計画では、歴史的風致の維持向上を効果的に推進するため、現在の市街地形成の礎となった旧城下とその周辺の「新庄藩主戸沢家ゆかりの歴史的風致」の範囲を基本とし、「新庄まつりに見る歴史的風致」、「雪国の農村文化の継承に見る歴史的風致」の区域の重なりを基に、新庄まつりの神輿渡御行列、山車行列が行われる市街地並びにその周辺の範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を展開していく。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進する中で、変更や追加等が生じた場合に随時見直しを行うものとする。



全市域における歴史的風致の範囲



中心市街地における歴史的風致の範囲と重点区域

(2) 重点区域の位置及び区域

区域の名称：新庄市歴史的風致維持向上重点区域
区域の面積：約 350ha

1) 重点区域の位置

新庄市歴史的風致維持向上重点区域は、多くの歴史的建造物が残る新庄城址及び城下町を中心とした市街地と、その周辺にある史跡の新庄藩主戸沢家墓所と重要文化財（建造物）の八幡神社本殿拝殿を含む区域とする。

このうち、新庄城址及び城下町を中心とした市街地では、新庄まつりの山車製作が20の山車若連により製作技術が継承されているほか、まつり当日には、新庄城址を出発した神輿渡御行列や山車行列が旧城下である中心市街地を練り歩き、良好な市街地環境を形成するエリアとなっている。

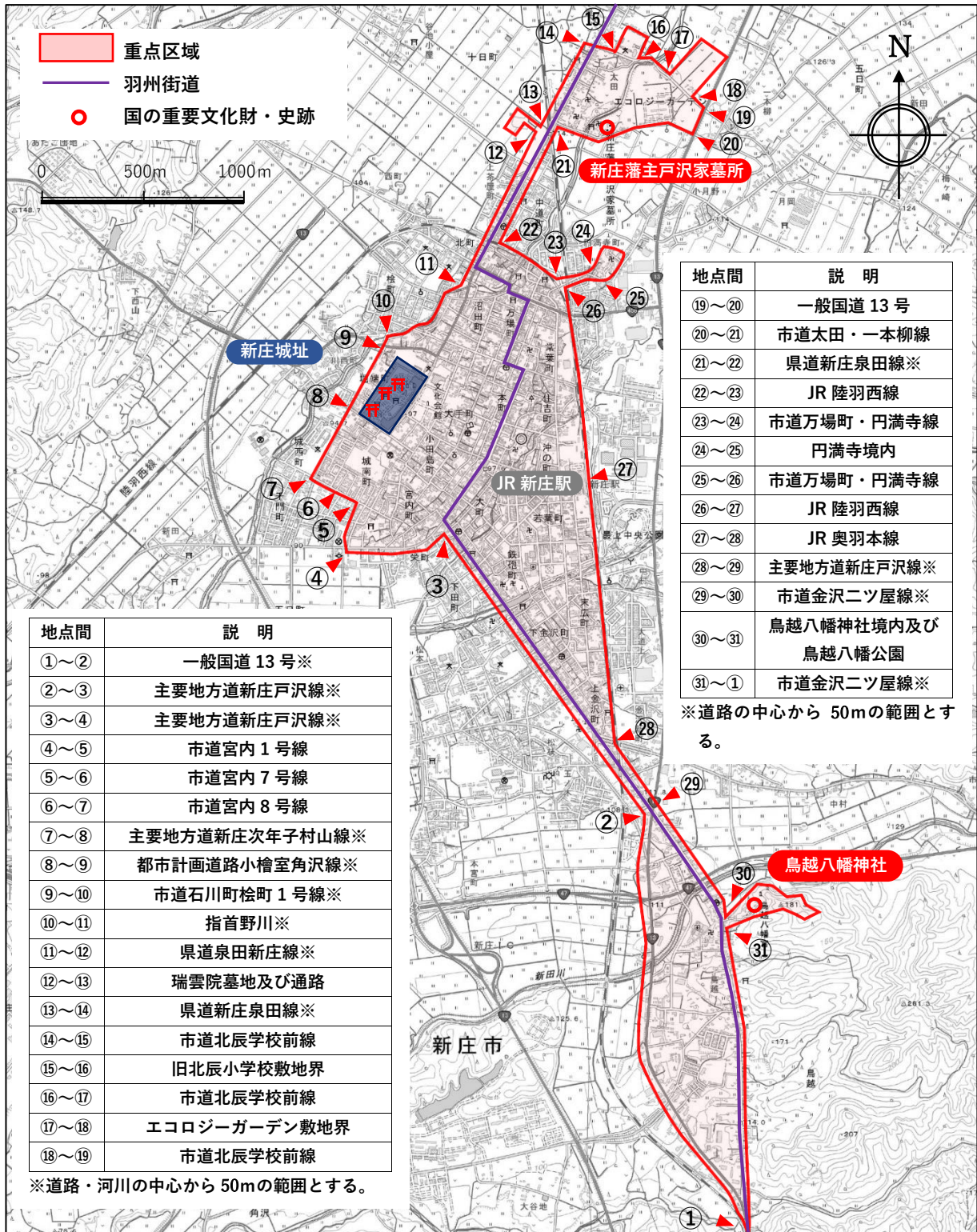
新庄まつりの起源である天満神社（天満宮）の「新祭」を行った新庄藩5代藩主正謙^{まさのぶ}をはじめ、歴代藩主が葬られている新庄藩主戸沢家墓所周辺は、城下への北の入口として配置された寺院により寺町が形成され、藩主の墓所の保存と顕彰活動が継承されている。

また、新庄藩初代藩主政盛^{まさもり}の養子定盛^{さだもり}が本殿を造営し、2代藩主正誠^{まさのぶ}が拝殿を建立した重要文化財（建造物）の八幡神社本殿拝殿の周辺についても、例祭での神輿運行や歴史のある鳥越神楽が地域住民により継承されている地域である。

これらにより、市域の中心部を南北に縦断している羽州街道沿いに城下の北の入口である新庄藩主戸沢家墓所周辺から、新庄城址及び城下を中心とした中心市街地を含め、城下の南の入口である鳥越集落に至る歴史的な繋がりが強いエリアを重点区域として設定した。

2) 重点区域の区域

重点区域は、市の南方から国道13号線と羽州街道が分岐する地点を起点とし、国道13号と羽州街道の間に位置する鳥越地区を北上し、再び合流する地点から羽州街道沿いに市街地に入る。市街地においては、区域の西端を城下の範囲とし、区域の東端は、JR奥羽本線を北上し、円満寺周辺よりJR陸羽西線を西に進み、羽州街道より北上し、北の寺町である瑞雲院、英照院、会林寺、福昌寺址周辺及び旧農林省蚕糸試験場新庄支場の敷地に至る範囲とした。



新庄市歴史的風致維持向上重点区域

2. 重点区域の設定の効果

本市では、これまでも歴史的建造物の保存修理や活用に向けた取り組みを行ってきたが、本計画の策定により、伝統行事などの継続的な活動も含め、歴史的風致として一体的に位置づけることで、今後の地域コミュニティの維持や地域と行政が一体となったまちづくりに寄与する契機となる。

重点区域における各種の取り組みは、歴史的建造物の保存活用や市街地の環境整備を推進する取り組みとなるが、地域住民と行政が一体となって取り組むことで、地域における伝統的な行事の継承や活性化が図られ、地域の歴史に裏付けられた誇りと自信が創出されるとともに地域への愛着が育まれる。また、これらの取り組みにより、地域の歴史や文化への理解を深めることで、市街地の環境保全や景観の美化に対する意識の向上につながることも期待される。

市内北部の萩野地区や市内南部の八向地区の各集落においても、それぞれ歴史的風致が形成されているが、中心市街地を核とした重点区域における取り組みと連携し歴史的な繋がりを基に一連のストーリーを描くことにより、点と点を結び、面としての一体性を生み出し、周遊型の観光・交流の磨き上げにつなげていくことが重要となる。

重点区域における取り組みは、全市域における歴史的風致を活かしたまちづくりへとつながり、地域住民の意識の向上により、地域コミュニティの活性化と活力あるまちづくりに波及することが期待される。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

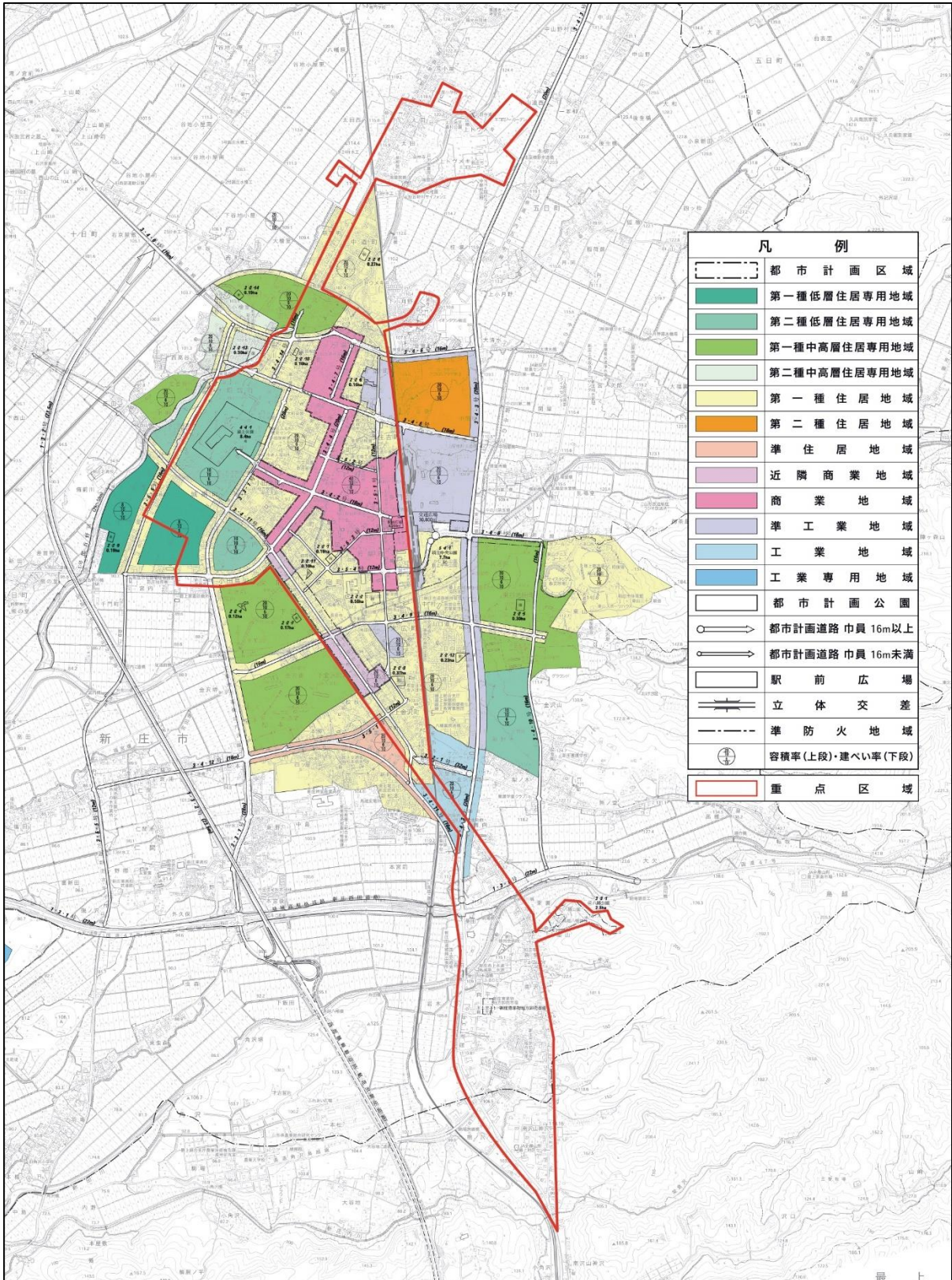
重点区域については、南部の鳥越集落及び北部の新庄藩主戸沢家墓所周辺地区を除き、ほぼ全域が都市計画区域となっている。

重点区域の核となる新庄城址周辺は、第2種低層住居専用地域となっており、城址からJR新庄駅東口にかけての市街地の中心部は、商業地域、第1種居住地域、第1種中高層住居専用地域となっている。

本市における用途地域は、昭和40年（1965）に520haが指定されたものであるが、その後5回の見直しが行われ、現在に至っている。

現在の街なみは、これまでの取り組みにより良好な都市機能と住環境を形成してきたが、人口減少社会の進展や郊外の宅地開発などの影響で、市内中心部は空き家や空き店舗が増加している。これに伴い、中心市街地の空洞化が進展し、街なみの維持に様々な課題が生じてきている。

そのため、都市計画事業と本計画における取り組みが連携し、相乗効果が生み出されるよう効率的に事業に取り組んでいくこととする。



都市計画図と重点区域

(2) 景観法

本市は、平成19年(2007)に策定された「山形県景観条例」(山形県条例第69号)及び平成20年(2008)に施行された「山形県景観計画」により、一定規模以上の建築物や工作物などの開発に対し、良好な景観を保全するよう規制している。

本市は、四方を山々に囲まれた自然豊かな景観や田園風景、最上川流域の雄大な景観、厳冬の雪景色など四季折々の良好な景観が形成されている。

重点区域においては、新庄城址を中心に各所に歴史的建造物が人々の営みとともに残っており、都市機能との共存により固有の景観を形成している。

このように、歴史と文化に育まれた景観を維持し、後世に継承するため、今後は、景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画の策定を目指すとともに、重点区域における良好な景観形成に取り組んでいく。

行為の種類		規模
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転	高さ13mまたは面積1,000㎡を超えるもの
	外観の変更 模様替または色彩の変更	面積400㎡を超えるもの
工作物の 建設等	煙突、広告塔、高架水槽など	高さ13mを超えるもの
	製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設など	高さ13mまたは面積1,000㎡を超えるもの
	電気供給又は電気通信施設	高さ20mを超えるもの
	その他の工作物	高さ13mまたは面積1,000㎡を超えるもの
開発行為及び土地の形質の変更		法面又は擁壁の高さ5m、長さ30m、土地面積3,000㎡を超えるもの
物件の堆積		堆積高さ5m、土地面積1,000㎡を超えるもの

山形県景観条例に基づく届出が必要な行為

(3) 屋外広告物法

屋外広告物は、景観形成上重要な要素であり、周辺環境との調和が求められる。

本市における屋外広告物は、「山形県屋外広告物条例」(昭和49年山形県条例第59号)により規制されている。この条例では、適用除外として定められている場合を除き、原則的に屋外広告物などの掲出を禁止している「特別規制地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「普通規制地域」が定められている。

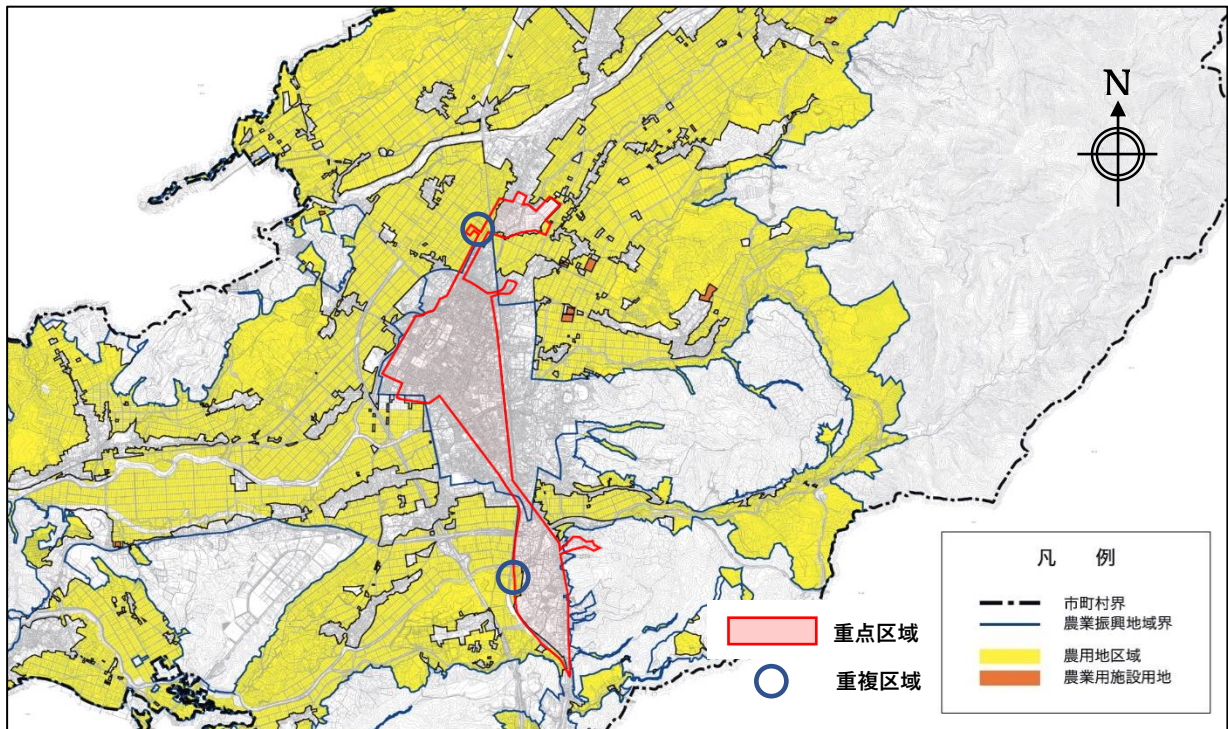
重点区域内においては、国宝又は重要文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域として、新庄藩主戸沢家墓所が「第1種特別規制地域」として指定されており、都市公園についても同様に「第1種特別規制地域」とされている。また、都市計画法により定められた用途地域のうち第1種低層住居専用地域と第2種低層住居専用地域が、屋外広告物法における「第2種特別規制地域」として指定されており、いずれも屋外広告物の掲出が原則禁止となっている。

重点区域内の歴史的風致の維持向上のため、「山形県屋外広告物条例」に基づき景観の維持向上に努める。

(4) 農業振興地域整備計画

本市は、昭和48年度(1973)に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度(1974)に農業振興地域整備計画を策定しており、これまで昭和60年(1985)と平成25年(2013)に計画の見直しが行なわれている。本計画では、農業振興を図るうえでの優良農用地を確保・保全するため、農地の機能維持を基本としながら、都市的土地利用との調整及び森林法などによる自然環境の保全に努めることとしており、農用地は、農業生産活動において基礎的な資源であるとともに、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能として適切に保全することとしている。

本市の農業振興地域における農用地と、本計画における重点区域が重複する区域は、十日町の瑞雲院の墓地用地と鳥越集落の一部のわずかな区域であるが、隣接する箇所は多い。そのため、このような範囲では、今後も農用地の適切な保全を図るとともに、良好な自然環境と田園景観の保全に努め、歴史的風致の維持向上を図る。



農業振興地域と重点区域